

(案)

3 1 川こ保第****号
令和2年**月**日

各民間保育所園長 様

川崎市こども未来局
子育て推進部保育課長**令和元年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算Ⅰ及びⅡによる賃金改善実績の報告について（通知）**

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、標記処遇改善等加算Ⅰ及びⅡによる賃金改善実績については、子どものための教育・保育給付費等の改定に伴う処遇改善等加算単価の引上げ分も含め、基本的に全月分の支払いが完了するとともに賃金改善の実績も確定となることから、次により報告いただくよう通知いたします。

1 令和元年度処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善実績について**(1) 報告様式**

処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善実績の報告については、令和元年度の給付費等の支払いが4月又は5月に完了した後、市から賃金改善実績報告の様式及び加算実績額の算定に必要な基礎データを送付しますので、作成にあたっては同様式と基礎データを請求ソフトに取り込むことで、各種加算状況や職員データ等が自動で反映された様式データを出力できますので、御活用ください。

ア 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）

ほぼ昨年度と同一の様式となる予定です。会計検査院による検査結果を踏まえ、加算当年度の残額のほか、前年度の残額がある場合における支払状況及び予定等をそれぞれ確認する項目を追加する予定です。なお、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績は別途作成が必要になりますので、その分は含めないようにしてください。

イ 加算実績額計算書（処遇改善等加算Ⅰ）

令和元年度処遇改善等加算Ⅰの単価改定と基準年度以降の公定価格における人件費の改定状況を踏まえた額に相当する額に令和元年度の+1.0%の改定額が合算されるようにしたものを送付します（令和元年度実績報告における基準年度別の具体的な改定率は、別紙「処遇改善等加算による賃金改善の取扱いと考え方」のC欄を御参照ください）。

ウ 賃金改善実績額積算表（処遇改善等加算Ⅰ）

職員ごとの賃金改善額を積算するための様式です。前述のとおり処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績は別途作成が必要になりますので、その分は含めないように積算するとともに、過年度分の処遇改善等加算のうち各職員への支給が令和元年度中となった支給分がある場合についても、その金額は除いて積算してください。なお、当該過年度分については、前述アの項目において確認予定です。

また、本市においては、平成29年度実績報告より法定福利費等の事業主負担増加額を賃金改善に含めなくても、賃金のみで十分に改善が図られている場合には、報告年度と基準年度の法定福利費等事業主負担額を同額で置くことを差し支えないものとしているところですが、法定福利費等の事業主負担増加額を含めて積算しなければ、加算実績額を下回ってしまう場合は十分に御注意の上、金額を積算してください。

エ 賃金改善実績報告書（内訳表）

各市町村から認可・確認を受ける施設・事業所間で、本賃金改善額を配分した

場合に提出いただく書類で、昨年度と同一の様式です。

(2) **報告期限**

令和2年6月12日（金）までに、(1)の報告様式を御提出ください。

(3) **留意事項**

処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善実績の報告にあたっては、「A. 当年度における賃金改善後の賃金総額」と「B. 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」と「C. 公定価格における人件費の改定部分」を、当年度の給与規程、給与台帳、銀行振込依頼書（明細書）並びに基準年度の給与規程、本様式ファイル中の基準年度の賃金総額の算出支援様式等、後日、確認が求められる挙証資料と整合を図った上で、正確に積算するようにお願いいたします。

また、公定価格における人件費の改定部分については、令和元年度の+1.0%の改定額も計算に含めるものとし、適切に給与へ反映するようにお願いいたします。加えて、基準年度以降、令和元年度改定分までの合計方法については、基準年度の改定分は含まない取扱いとなりますが、基準年度の賃金総額の算出にあたっては、基準年度当初の賃金水準ではなく、改定後の賃金水準によるようにし、過少とならないように御留意ください。

なお、基準年度の考え方の見直しについては、令和2年度賃金改善計画書から適用となりますので、本実績報告においては、令和元年度賃金改善計画書で用いた基準年度に基づき算出してください。

2 令和元年度処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績について

(1) **提出様式**

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績の報告については、次の様式により行うものとします。

ア 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）

国処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績及び市処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績を報告するための様式です。令和元年度の給付費等の支払いが4月又は5月に完了した後、各担当から送付される基礎データを利用することにより、加算実績額が自動計算されます。また、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善実績報告と同様に、加算当年度と前年度において残額がある場合の支払状況及び予定等を確認する項目を追加する予定です。なお、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善実績を別途作成した上で、それとは別に処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績を作成してください。

イ 賃金改善実績額積算表（処遇改善等加算Ⅱ）

職員ごとの賃金改善額を積算するための様式です。

過年度分の処遇改善等加算Ⅱの配分額のうち各職員への支給が令和元年度中となった支給分がある場合は、その金額を除いて積算してください。なお、当該過年度分については、前述アの項目において確認予定です。

ウ 同一事業者内における拋出実績額・受入実績額一覧表

各市町村から認可・確認を受ける施設・事業所間で、本賃金改善額を配分した場合に提出いただく書類です。

(2) **提出期限**

令和2年6月12日（金）までに、(1)の報告様式を御提出ください。

(3) **留意事項**

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績の報告にあたっては、処遇改善等加算Ⅱに関する国のFAQと市の補足Q&Aを御参照の上、適切に対応をお願いいたします。

（調整第1係・第2係・第3係）

電話 044-200-2662・3709・1992